

ゆめみヶ丘岸和田まちびらきフェスタ実行委員会規約

(名称)

第1条 この委員会の名称は、ゆめみヶ丘岸和田まちびらきフェスタ実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、ゆめみヶ丘岸和田まちびらきフェスタ（以下「フェスタ」という。）の開催を通じて、都市・農・自然が融合した新しいまちの誕生をPRするとともに、地域資源を活用した持続可能なまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) フェスタの実施計画に関すること。
- (2) フェスタの運営実施に関すること。
- (3) その他、前条の目的達成のために必要と認められた事業に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、第2条の目的に賛同する者をもって構成し、別に会員名簿を事務局が作成し備え置く。

- 2 実行委員会に、会長1名及び副会長及び監事各2名の役員を置く。
- 3 会長は、ゆめみヶ丘岸和田まちづくり協議会会長をもって充てる。
- 4 その他の役員は、会長が実行委員会の同意を得て、委員のうちから選任した者をもって充てる。

(役員職務)

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(任期等)

第6条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、選任されたときから第12条の規定に基づき実行委員会が解散するときまでとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りではない。

- 2 委員等がその所属団体の役員を退任した場合の他、委員等に特別な事情が生じたときは、会長は、その職を解き、必要に応じてその後任者を補充することができる。
- 3 前項の規定により選任された委員等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、第2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の実行委員会において報告する。

(会議)

第7条 会長は、実行委員会を招集し、会議を主宰する。

2 実行委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 役員（会長を除く。）の選任の同意に関すること。
- (5) その他重要な事項に関すること。

3 実行委員会は、委員の過半数の出席をもって開会し、議事は、会長を除く出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に表決を委任し、又は書面によって表決することができる。この場合、前項の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

5 会長は、必要に応じ、実行委員会に関係者を出席させることができる。

6 会長は、実行委員会の円滑な運営を図るため、特に必要があると認めるときは、委員の書面表決をもって会議の議決に代えることができる。

(会長の専決処分)

第8条 会長は、実行委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるときは、専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定に基づき専決処分したときは、次の実行委員会において報告しなければならない。

(事務局)

第9条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を岸和田市まちづくり推進部丘陵地区整備課内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費)

第10条 実行委員会の経費は、負担金、協賛金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

2 岸和田市の負担金の額は、岸和田市の予算の範囲内とする。

3 実行委員会の委員の報酬及び費用弁償は、無償とする。

(会計)

第11条 実行委員会の会計処理期間は、実行委員会設立の日から解散の日までとする。

2 実行委員会の会計について必要な事項は、岸和田市の財務に関する諸規程等を準用する。

(解散)

第12条 実行委員会は、第2条の目的が達成され、事業報告等が完了したとき解散する。

(残余財産の帰属)

第13条 実行委員会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の金額を実行委員会の経費を負担した各機関・各団体の負担割合に応じ、当該割合を乗じた額に相当する額をそれぞれの団体に帰属させるものとする。ただし、その全部又は一部につき、実行委員会の議決を経て処理することを妨げない。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項が生じた場合は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年 月 日から施行する。

(失効)

2 この規約は、実行委員会が解散した時にその効力を失う。